令和3年度 第17回 邑南町教育委員会 会議録

- 1. 招集期日 令和 4年 2月 25日(火) 招集場所 元気館 視聴覚室
- 2. 出席委員 土居教育長、森岡委員、服部委員、井上委員
- 3. 説明のため出席を求めた者及び参加者 高瀬学校教育課長、三上生涯学習課長
- 4. 会議録に署名すべき委員の指名 服部委員、森岡委員

土居教育長:

日程第1

これより、第17回の邑南町教育委員会を開催いたします。

 $(9:30\sim)$

日程第2

本日の会議録署名委員は、服部委員さん、森岡委員さんお願いします。

日程第3 議決事項

議案第62号 邑南町スクールバス条例の一部改正についてを審議をします。では事務局お願いします。

高瀬学校教育課長:

それでは議案第62号邑南町スクールバス条例の一部改正についてです。これにつ きましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委 員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと、この度の条例の 一部改正の新旧対照表を付けておりますのでそちらをご覧ください。そちら第4条あり ますスクールバスの路線及び運行区間について定めたものです。その中の路線名の2 番、宇都井線についてですが、この度、宇都井線については廃止をするものでござい ます。この理由につきましては、その次の資料を付けておりますので、そちらをご覧いた だければと思います。現在スクールバス宇都井線としてバスを走らせておりますが、令 和4年度から今羽須美地域の方で、デマンド交通ということで、NPO法人はすみ振興 会の方で今運営されておりますが、廃止することによって宇都井線をデマンド交通に置 き換えるというようなところを考えております。それから現在、宇都井線の方スクールバ スとしては、小学校、中学校2名おりますが、それ以外につきましては地元の方の等々 の利用は内に一人に満たない状況が数年続いております。あと、定期的なとこも考え ますと、デマンド交通にすることによってこれまでバス停まで歩いて出てもらったりとか いうようなことしてもらってましたが、今後は予約ということでとってもらうことになりま すが、今来年度中学生の方は卒業されますので、小学生の方が実質スクールバスとし て利用されますけど、その方で言いますとバス停までは家から歩いても40分ぐらい、 後はお父さんお母さんがバス停まで連れてでるというようなとこで日々やっておられますが、デマンド交通を利用してもらうことで家まで迎えに行って、家から送迎とか等が 出来ますので、今スクールバスとして利用されているご家庭においては利便性はかな り向上するのではないかと思っております。ちなみにスクールバスですので料金の方は 発生しておりません。このデマンドに切り替わることによってもその料金等は地域みらい課の方の予算の方で補填がありますので実質料金は発生しないことになっております。これについては以上でございます。

土居教育長:

今課長から説明がありましたように、宇都井線の廃止についての審議をお願いします。これについて質問はございませんでしょうか。小学生の何年生。

高瀬学校教育課長:

今度5年生ですか。

土居教育長:

小学生が1人。

高瀬学校教育課長:

1人と今は中学生の3年生が利用していますが、その子は今度卒業しますので。

土居教育長:

卒業するので、結局1人。

高瀬学校教育課長:

小学校1人だけです。今利用は。

土居教育長:

デマンド交通を利用する、その経費は地域みらい課が予算化しているという。

高瀬学校教育課長:

所管が地域みらい課になりますので。

服部委員:

良いのではないでしょうか。

土居教育長:

では質問が無いということで、議案第62号邑南町スクールバス条例の一部改正については、ご承認していただけますでしょうか。

教育委員:

了

土居教育長:

続いて、議案第63号邑南町スクールバス条例施行規則の一部改正について審議を いたします。では事務局説明をお願いします。

高瀬学校教育課長:

議案第63号邑南町スクールバス条例施行規則の一部改正についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますとこの度改正する条例施行規則新旧対象表を付けておりますのでそちらをご覧ください。現行別表の扱いになりますが、2宇都井線というようなところで、出発から着までのところの路線をそちら表にしたものがございますが、この度宇都井線の廃止ということで、この2の宇都井線の表につきましては削除するものでございます。この2番につきましては欠番という扱いにさせてもらいましたので、それ以降の路線名の番号についてはそのまま残させてもらおうと考えております。それから今回の宇都井線には関係ないんですけど、雪田線のところにつきましても一部赤字が入っておりますが、これは地域みらい課の町営バスのところで、バス停を一つ増やすというふうなところで、野伏原のところが赤字が入っておりますが、そちらうちには直接関係ないんですが、そちらの方入れさせてもらっております。これについては以上でございます。

土居教育長:

議案第62号の関係で、宇都井線は廃止になりますので、施行規則から外すということの審議ですが、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員:

7

土居教育長:

議案第64号邑南町奨学基金条例の一部改正についてを審議をいたします。では事務局説明をお願いいたします。

高瀬学校教育課長:

議案第64号邑南町奨学基金条例の一部改正についてです。これにつきましては地

方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますとこちらの改正条例の新旧対象表を載せておりますのでこちらをご覧いただければと思います。この度の改正は、基金の額の改正でございます。現行67,962千円ございますが、そこから2,040千円減額して、65,922千円ということで基金の額の変更をさせてもらうものでございます。これにつきましては、この度令和3年度で償還免除者の方が2名出られました。その方に貸付しておりました金額、2,040千円ございましたが、償還免除ということになりましたので、2,040千円が償還されませんので、その分減額をさせてもらっております。前回のところでは、償還免除が出たところで30万の方基金の積戻しをさせてもらいましたが、今後の貸付け予定、新規の貸付け予定であるとか、後現在貸与されている方で償還免除となる方が約5名程度いらっしゃいますが、その方が全員償還免除になってもですね、5百万強の金額が償還免除になるわけでございますが、基金額がこれだけございますので、改めて積み直しはせずにこのまま減額ということでさしていただければというようなところで、この度基金の減額の条例改正を出しております。これについては以上でございます。

土居教育長:

はい、説明があったように償還を免除をする方がいらっしゃるということで、基金についてはあえて積まないということで、6千何万あります。今後そういう方を含めても、基金が著しく減るということは考えられないので基金の積み増しはせずに、6千5百あまりを基金とするということの説明がありました。これについて質問がございますでしょうか。

森岡委員:

今回2名免除ということで、2百4万円。この2名は町内の方に就職されるということで免除になったんですか。

高瀬学校教育課長:

住所要件として町内に居住して、大体5年以上居住していただければ償還免除ということになっておりますので、勤務先は町外かもしれませんが、邑南町に住所を有してもらっていますので、そういったところで今回5年経過しましたので償還免除者というような扱いになりました。

森岡委員:

5年町内に学校卒業して住所があればどなたでも5年を過ぎれば全部免除になる。

高瀬学校教育課長:

はい。

土居教育長:

他ご質問無いでしょうか。それでは議案第64号邑南町奨学基金条例の一部改正についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員:

了

土居教育長:

続きまして議案第65号令和3年度邑南町一般会計補正予算第13号(案)について を審議をいたします。事務局から説明をお願いします。

高瀬学校教育課長:

議案第65号令和3年度邑南町一般会計補正予算第13号(案)についてです。 これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により 教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますとまず学校 教育課の方から提出させていただきました補正予算(案)についてです。歳出の方でご ざいますが、学校管理費の中の特別支援学級設置費ということで、備品購入費の方 補正をさせてもらっております。金額23万9千円です。内訳としましては、この度日貫 小学校特別支援学級、知的と自閉情緒の方、特別支援学級の二つほど新設します が、そちら新設した特別支援学級の備品の方が現在ございませんので、新たに補正額 計上しまして備品の方購入する計画を立てております。これについては以上でござい ます。もう一枚はぐっていただきますと、繰り越し予算について資料を付けております が、そちらをご覧いただければと思います。こちらも12月の補正で計上させてもらいま した矢上小学校、日貫小学校のそれぞれの教室の新設だとか、空調の設備等々で予 算計上させてもらっておりましたが、現在ご存じのようにコロナ禍におきまして備品 等々がすべて揃わない状況が出てきておりますので、これにつきましては金額合計で 8.624千円ほどですね、繰り越しの方させていただければと思っておりますので、こち ら資料を付けておりますのでこちらをご覧いただければと思います。以上です。

土居教育長:

備品購入費については、補正予算第13号(案)において知的・自閉情緒学級が増設されますので、それに関わる備品購入費として23万9千円。それから繰り越しとして矢上小学校の改修事業、1年生が学級増、それから日貫小学校の特別支援学級の改修ということで、これが繰り越しということになっております。多分いろんな備品等が、エアコンとかそういうものが入って来ないという関係で繰り越しをせざるを得ないというような状況です。この補正予算(案)についてご質問ございませんでしょうか。

繰り越しで4月以降にやられるんでしょうけど、もう急ぎますよねこれは。本来必要なものなんで。

高瀬学校教育課長:

はい。

森岡委員:

そうなってくるとそれは、着工するめどってのはあるんですか。

高瀬学校教育課長:

すでに着工はしとるんですけど、日貫の方で言いますと早めに物の発注をかけなきゃいけない部分もあります。後は出来るだけ気温が高くなる6月までのところで、早めにというふうなところで業者の方にも今動いてもらっております。矢上小学校の部分についてもですね、すぐに全ての物品等とか資材の調達が出来ないと言う訳ではないんですが、出来るだけこれも早めに完了できるように今動いてもらっております。4月から二教室で支援員さん、子ども達学びますので、それまでには特別支援学級の方きちんと整備する予定には動いてもらっております。

土居教育長:

矢上小学校については、現在特別支援学級を1年生の 1 教室に動かすために、昔の 2階にある図書館を二つに分けて、特別支援学級にするという、そういう工事を行って おります。その設備の材料がまだ入って来ないということで繰り越しをさせていただくと いう案件です。これについてご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

三上生涯学習課長:

続きまして生涯学習課です。生涯学習課の方は、歳入の方で県の支出金、県補助金の減額で、オリンピック・パラリンピック大会のレガシー創出事業補助金の減額でございます。これは支出の方の減額に併せての補助金の減額となります。歳出の方ですが新型コロナウイルス対策費の中の成人式のPCR検査受検確定による減額となっております。続いてフィンランドゴールボールチーム交流合宿の中止による減額になります。報償費、旅費、需用費それから保険料、それから宿泊費等の減額となります。合計で8,445千円の減額となります。以上です。

土居教育長:

成人式のPCR検査が確定をしたので減額補正。それからフィンランドチームが来られないことによる減額補正の2件でございます。これについてご質問ございませんでしょうか。

歳入で2,732千円減額ですよね、これはどういう理由なんですか。

三上生涯学習課長:

フィンランドゴールボールチームの交流合宿が中止による減額に。

森岡委員:

2,732千円ですか。

三上生涯学習課長:

3分の1が県の補助金となっております。

森岡委員:

関連事業でフィンランドは全部中止だったですよね、中止になるとこれ全部ゼロにならんのですか。

三上生涯学習課長:

フィンランドのゴールボールチームの予算だけではございませんので。

土居教育長:

東京オリパラ関連活動事業費なんで、フィンランドが来ないことによって減額になるけども、関連活動なので他の事業もやればゼロにはならないという。

三上生涯学習課長:

はい。

森岡委員:

フィンランド関係はこの中で全部ゼロにはなっている、そういうことですね。

三上生涯学習課長:

はい、そうです。

土居教育長:

よろしいでしょうか。それでは議案第65号令和3年度邑南町一般会計補正予算第13号(案)についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員:

土居教育長:

続きまして議案第66号令和4年度邑南町一般会計当初予算(案)についてを審議をお願いします。事務局の方から説明をお願いします。

高瀬学校教育課長:

議案第66号令和4年度邑南町一般会計当初予算(案)についてです。これにつきま しては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会 の議決を求めるものでございます。まず最初に学校教育課の方から説明させていただ きます。一枚はぐっていただきますと学校教育課の資料がありますのでそちらをご覧い ただければと思います。説明につきましては、全年度と比べて100万以上の増減があっ たものと、後は費目として新たに令和4年度に新設されたものについてのみ説明させて いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。まずその表の一番左肩に番号 を付けておりますので、その番号で説明をさせてもらえればと思いますが、まず最初に 30番です。7分の2ページのところをはぐっていただきますと、下から4つ目、30番ス クールバス車両整備事業費についてです。これにつきましては令和4年度で新たにそ ちら摘要にも書いておりますが、スクールバスの日貫線の車両の購入を今予定してお ります。そちらの費用が12.498千円、後は登録諸費用等々で89千円ということで、 令和3年度のところで新規車両の購入がありませんでしたので、令和4年度のところで その合計額、12,587千円計上させてもらっているところです。それから次、7分の3 ページですが、34番です。給食センター改修事業、西給食センター改修事業費です。 これにつきましては、給油管、お湯が出る方の管ですが、こちらの取り換え工事というこ とで1,210千円の方計上させてもらっております。そらから100万円以上の増減はご ざいませんでしたが、新たな取組ということで35番のですね、小学校総務費の方でご ざいます。その中の方で適用としてですが、今回遊具の事故等がございましたので、こ ちらに小学校8校のですね遊具点検ということで1,208千円の方計上させてもらって おります。それから次、37番小学校総務費の小学校備品整備費です。これにつきまし ては学校の机ですね、新設規格の机・椅子の整備ということで瑞小、矢上小、石見東 小等のところでの新設規格の机の整備を考えております。それから消火器の耐用年数 がきましたので、8校分の消火器をこちら購入する計画を立てているとこでございま す。それから少し番号飛びまして、58番小学校管理費の日貫です。これにつきまして は、新たに日貫に特別支援学級出来ましたので、そちらにございます島根県特別支援 教育研究会費と島根県情緒障害教育研究会負担金の方新たに加入ということで、そ ちら3千円と千円計上させてもらっております。それから61番、小学校管理費の石見 東ですが、石見東につきましても令和4年度特別支援学級1級ほどございますので、こ ちらも同じ様に島根県の特別支援教育研究会費と島根県情緒障害教育研究会負担 金それぞれ、新たに予算計上させてもらっているところでございます。それから次、63

番小学校管理費、「新型コロナウイルス」対策費ということで、そちら小学校のトイレの 改修の予算を計上させてもらっております。これにつきましては、昨年補正のところで9 月でしたか、補正予算計上しましたが、物品等入らないということと、予算の内訳がで すねコロナ交付金で令和3年度中までに執行してしまわなきゃいけないというふうなこ との条件がございましたので、12月のところで減額でさせてもらい見送りをさせてもら いましたが、令和4年度当初のところでそちら挙げておりました高原小学校、瑞穂小学 校、矢上小学校の方トイレの改修ということで予算計上させてもらっております。金額 が51,711千円の金額計上させてもらっております。それから少し飛びまして70番の 学習指導員配置事業(小学校)です。こちら令和2年、3年までのところでコロナに限っ てというふうなところで、学習指導員というのを配置をさせてもらっておりましたが、令 和4年度もコロナ関連のところで、この学習指導員の配置ができるというふうなことが 通知がございましたので、この度こちらの方予算の方計上させてもらっております。費 用としては学習指導員の報酬、手当等になっております。配置校につきましては、矢上 小学校、瑞穂小学校に各1名ずつ学習指導員の方配置の方を予定させてもらっている ところでございます。それから次71番、石見東小学校改修事業費についてです。こちら 石見東小学校のプールのろ過機の修繕ということで新たに1,551千円計上させても らっております。それから次72番、日貫小学校改修事業費ということで、日貫小学校 の屋上の防水改修事業ということで、8,800千円計上させてもらっております。それ から73番の小学校照明設備対策事業費ということで、小学校のLED照明工事費3. 770千円計上させてもらっております。これにつきましては、令和3年度当初の方で予 算計上させてもらっておりましたが、その後の安全対策等が不十分ということで12月 補正見送りをさせてもらいましたが、この度照明器具等も全て替えるというところで計 上させてもらっておりますが、この改修の内容につきましては、日中使うことが多い、ま ず職員室、それから各教室ある黒板灯の照明を改修する予定としておりまして、こちら 金額の方を計上させてもらっております。学校の普通教室であるとか、特別学級のとこ ろのLEDもですね順次替えていく予定ではございますが、これにつきましてはですね、 令和4年度中にどういった形で改修計画を立てていくかというふうなところは検討させ てもらいながら、令和5年度のところで大きな負担が無いようなところでのLEDの改修 の方は計画をさせてもらうかと今考えているところございます。それから次74番、中学 校総務費についてです。これは前年度と比べて100万以上ということはございません でしたが、こちらの方も遊具点検ということで3校分の119千円ほど計上させてもらっ ておりますので説明させてもらいました。それから次77番の中学校総務費の中の中学 校教科書改選指導書等整備事業費です。これにつきましては学習用デジタル教科書 等の整備ということで、231千円の方こちら計上させてもらっております。それから次、 次ページ83番になりますが、中学校管理費(瑞穂)です。これにつきましては前年度と 比べて100万円以上の減額となっておりますが、こちらにつきましては瑞穂中学校に限 らず石見中学校、瑞穂中学校それぞれそちら学校ごとにですね、部活動の上位大会の 補助金の方計上しておりましたが、それを全て中学校総務費の方に計上し直しており

ます。瑞穂につきましては上位大会出場の予算額が100万円以上ございましたので、 それが全て中学校総務費に移動しておりますので前年度と比べて100万以上の減額 ということになっておりますが、それ以外の支出の内容については、さほど大きくは変 わっておりません。それから次93番になります。こちらも同じく中学校のトイレの様式 改修について計上をさせてもらっております。こちら瑞穂中学校と石見中学校も改修 の計画を立てております。ご存じのように石見中学校につきましては、令和4年度から ですね新たな改築工事はじめまして2年後にはですね本校舎、現在の校舎を解体する ものでもございますが、石見中学校のトイレの衛生環境についてはかなり劣悪な状態 でございますので、全面を改修するというわけではなく、部分的な改修というようなとこ ろを今、簡易式の床にしたりとかですね、センサーで手をこすって水を流すようなことを せずにセンサーで水が流れる様な、センサー等を整備することを今考えております。そ れでセンサーにつきましては、今度解体後のところについては他のところでも流用可能 というところでですね、最低限の改修をするようなところで考えておるとこでございま す。それから次96番中学校管理費石見の子ども笑顔キラキラサポート事業についてで す。こちらにつきましては、今年度石見中学校支援員さんが配置がございませんでした ので、その分減額と前年に比べて100万以上減額となっております。それから次100 番次ページになります。7分の7ページ100番、邑南町地域指導者活用事業費です。こ れにつきましては、これまで地域指導者ということで各中学校の部活に地域の指導者 の方がついてもらっておりましたが、令和5年度からの新たな部活動の地域移行に向 けてですね、令和4年度のところで1校1部活動というふうなところで予算化させても らっております。これにつきましては、中学校とも協議しまして部活をどの部活にするか というようなところでは、決めてもらって今話の方も進めさせてもらっているとこでござ います。それから続いて102番、学習指導員配置事業(中学校)についてです。こちら につきましても令和4年度のところでコロナ関連ということで学習支援員の予算が付き ましたので、こちら学習指導員の方配置をさせてもらう予定でございます。これにつき ましては石見中学校の方配置を今予定しているところでございます。それから103番、 石見中学校建設事業費の中の調査設計費についてです。こちらにつきましてはこの度 改築工事の支援等ということと、後現校舎の解体とか外構についての改修の設計費等 こちら予算化しているところでございます。それから次104番の同じく石見中学校建設 事業費の中の石見中学校改築付帯工事費についてです。こちらにつきましては、主な 内容としましては中学校の備品等の引っ越し計画であるとか、上水道、下水道の公共 枡等の付帯工事費ということで予算化しているところでございます。それから続きまし て105番の同じく石見中学校建設事業費の中の石見中学校改築工事費についてで す。こちらについては新たに工事管理業務、それから石見中学校工事の請負費です が、令和4年、5年とですので令和5年度分については債務負担行為をしているところ でございます。そういったものが主な内容となっております。それから最後になりますが 106番中学校照明対策事業費のLED照明についてです。こちらも同じく職員室と黒 板灯の照明の改修を今計画しているところでございます。学校教育課の当初予算の

案については以上でございます。

土居教育長:

学校教育課と生涯学習課を分けて質問をお願いしたいと思います。当初予算について説明がありましたが、これについてご質問ございますでしょうか。

森岡委員:

石見中学校105ですけど財源内訳にその他がありますよね、その他が55,700千円、105番。その他財源というのは何をあてとるんですか。

高瀬学校教育課長:

その他財源につきましては、日本一の子育て村推進基金が入っております。

森岡委員:

基金を取り崩すということですか。

高瀬学校教育課長:

はい。

森岡委員:

ということは子育てはもう無しで。日本一の子育て村の基金を崩してこれに充てる。 ということは日本一の子育て村ってのは無くなってくるんですか。そりゃあわからんで すか。

高瀬学校教育課長:

そこはすみません財源上の細かいことは把握しておりませんで。

森岡委員:

はいわかりました。

服部委員:

ちょっと聞き逃して、小さいところですけど、番号36番の小体連の負担金がえらい増 えておりますが。

高瀬学校教育課長:

36番ですか。

服部委員:

はい。

高瀬学校教育課長:

これは、陸上とかミニバスがですね、前年度中止になったということで、その分令和4年度のところでその分予算化というふうな話になりましたので、こちらの方、額が前年に比べて増えております。

服部委員:

前年度が中止になったからですね。

高瀬学校教育課長:

はい。

土居教育長:

他ご質問はございませんでしょうか。

森岡委員:

ありません。

土居教育長:

トイレの洋式化は当初の予算で。

森岡委員:

またダメになると何をしとるんか言われますで。

高瀬学校教育課長:

もし物が入らんといっても今回は繰り越しができますので、令和5年度のところで。と にかく早めに発注してしまわないと、発注されたところから順次物が入ってきますので、 ずっと今の世界情勢が落ち着くまでって話になりますと、まだまだ先の話になりますの で、とにかく発注してしまうというふうなところもございます。

服部委員:

トイレの改修は石見中学校も最低限のところされるっていう。

高瀬学校教育課長:

はい。

服部委員:

LEDはどうするんですか、石見中学校の。

高瀬学校教育課長:

LEDの部分につきましても最小限のところで考えておりますので、職員室と黒板灯といったところで、それについては利用可能であればそのまま利用というふうに思っておりますし、前回のところについてはですね、すみません説明し忘れましたが、大手業者のところでもう一度考えておりましたが、今回については地元の業者さんに参入できるような形を主に考えて今予算化の方考えておるところでございます。

土居教育長:

改築するのが2年後なんで、大きくは出来ないにしても、今の在学生が不利益を被らない程度の修繕は続けるという、そういうスタンスです。

森岡委員:

今当初予算なんで、なんのことも分からんでしょうけど、2,3日前からロシアとウクライナの問題で世界巻き込んでなんてなりそうですよね。そうなってくると何時なんどきどんなものに派生してくるかわからん、物が入らんとかなったら大変、それはね今の我々の話だと、そう思うと学校教育課さんは心配ごとが多いなと思う。

服部委員:

102番の石見中学校に学習指導員さんが配置されることについて、これはいわゆるいじめ問題とかあれに関連してっていうことですか。そういうことじゃなく。

高瀬学校教育課長:

学習指導員さんについてはですね現在も1名配置をしております。予算が付かないということを当初聞いておりましたので、その分学習支援員さんの方で予算化しとったんですが、令和4年度も新たに予算が付くよというふうなとこを県から通知がありましたので、でいうとこで引き続きのところで学習指導員の配置の方こちら予算化しました。

服部委員:

特別に事例に関連していうことじゃないんですね。

高瀬学校教育課長:

はい。

土居教育長:

今人事異動の最中、内申をあげてもらったんですが、文科省の課題解決という事業があるんで、それに手を挙げてなんとかつくような状況らしいです。いろんな子どもへ

の配慮ができるということで課題解決に。

服部委員:

それはこれとは別にっていう。

土居教育長:

はい、そうです。

森岡委員:

96番で子ども笑顔キラキラサポート事業、石見中学校1名減という形になっておったんですけど、それが今回の分に替わるということですか。

高瀬学校教育課長:

いや、もともとは支援員さんの今回は配置する必要がないというふうなところでの判断で、石見中学校は配置しておりません。

土居教育長:

学校教育課関係質問よろしいでしょうか。

教育委員:

はい。

土居教育長:

それじゃあ続いて生涯学習関係。

三上生涯学習課長:

生涯学習課です。まず重点項目によって予算化されたものについて報告いたします。 4枚目を開いていただけますでしょうか、番号とページを打っておりません大変申し訳 ございません。4枚目の中ほど、下段のところに発掘調査費(久喜銀山)と久喜銀山活 用推進事業費、間に三坂小林線が入っておりますがこの二つがあります。発掘調査費 の方では保存活用計画策定に向けての費用等が計上させていただいております。また 久喜銀山活用推進事業費につきましては、訪問受け入れ態勢等の整備について補助 金として50万の計上をしております。続きまして全体に移らせていただきます。最初の ページからいかさせていただきます。1枚目の真ん中ほどに、ふるさと教育事業で自然 教育体験事業費、これにつきましては今年度は備品等購入しておりましたが、来年度 につきましてはモンベルの負担金と講師謝金等の計上ということで1,237千円の計上 にさせていただいております。続きまして2枚目でございます。2枚目の中ほど下段に、 高原公民館、それから下から2番目に井原公民館があります。この12の公民館のうち

二つの公民館に遊具が設置してありまして、高原公民館の方にはシーソー、滑り台、 ジャングルジム、ブランコ等この遊具の点検費用として79,200円、それから井原公民 館の方には椅子の乗り物と滑り台の2つの遊具の点検として39,600円を計上させて いただいております。続きまして3枚目でございます。3枚目の下から2番目にこの元気 館の大型プロジェクター、アリーナで使用しますプロジェクターでございますが、建設 当時からのプロジェクターで15年程度経過し、非常に明るさ、照度が取れない状態 で、今度照明をあまり暗くしないでも皆さんに見ていただきながら学びも出来るように 大型のプロジェクターの購入として1,622千円を計上しております。続きまして4枚目 でございます。4枚目の先ほど申し上げました久喜銀山の関係ですが、久喜銀山保全 委員会やコミュニティパートナーズさん、それからエブリィプランさん等が久喜銀山振 興協議会という仮称の今完全に立ち上がっておりませんが、そういう仮称の協議会を 立ち上げて、第2のふるさとづくりプロジェクト、国交省、環境庁の事業でございまし て、上限2千万円の10分の10の補助率の事業に応募をされます。というところの情報 を併せて。ただ、この競争率が非常に高く全国で、10か所から15か所の認定というこ とで、それに応募ということで、応援団等を作っていくような第2のふるさとに創ってい く事業について、様々な久喜銀山の周りにあるいろいろな物も併せて活用しながら、い ろいろなツアーとか体験学習会などのモデル事業というか感じで、これが採択されます と、かなり整備に向けての大きなものになると思っておりますが、現在応募をされる予 定になっております。それからその下の保健体育総務費でございますが、本年まで山 本翔さんが矢上高校の監督野球指導にということで、生涯学習課に所属しての活動で ありましたが、高校振興の方の役割の方が大きいのではないかということで、地域みら い課の方に所管替えとなりましたので、山本さんに関わる給与等の予算が地域みらい 課の方に移りましたので減額となっております。続きまして最後のページですが、現在 羽須美体育館は耐震診断業務を行っておりまして、耐震診断業務の結果耐震工事が 必要と認められると思われます。来年度につきましては、その耐震の改修工事の設計 業務と改修工事の予算について計上をしております。以上です。あと施設管理につき ましては、電気料等が上がっておりますので全体的には上がっている所もありますし、 また中にはそれぞれの館の中で修繕工事を3年度行っておるものについては、4年度 についてそのものが発生しないということで、その金額の分減額になっておる部分もあ ります。それから先ほど森岡委員さん言われましたように、政情がどうなるかわからな い状態で、さらに灯油等の値上がりがしますと非常にまた経費について厳しい状態に はなりますが、電気料につきましては、3年間の内の最高値のところでの要求になって おります。それ以外の経費につきましては3年間平均したところでの経費計上となって おります。以上です。

土居教育長:

生涯学習課の当初予算(案)について、これについてご質問ございませんでしょうか。

今課長の方から説明があったんですけど、久喜の銀山の関係で、全国10から15の採択で10分の10なんですね。手上げをして、だったんですけど、直接うちには関係ないとは思うんですけど、思うんですけど多分生涯学習課も関わってくれという話があるんじゃないかと。最初聞いた分は向こうの方でやるんで、生涯学習課の方はいいですよっていう話があったと聞いたんですけど、それはやっぱりやれんだろうということで、加わるんだっていうふうな話をちょっと聞いたんですけど担当者が協議会かなんかに入っていくという。

三上生涯学習課長:

昨日も事業に向けての中間のこういった内容で発想していきたいというものは、協議会の会の中に生涯学習課と商工観光課、それから瑞穂支所と一緒に入りまして、協議を進めております。それから保存活用計画を策定したのちに今度整備基本計画に移っていく予定にしておりますが、ちょっと並行のようにはなるんですが、こういった事業がもし採択されれば、その整備の基本計画にも反映できるようなところも大いにあると思いますので、関わっていきたいと思っております。

森岡委員:

これを見ると予算の中でですね、保存活用策定業務とか、保存活用計画策定委員の項目が上がってますよね。恐らく謝金、報償費とか日当かわからんですけど、それはそれで当然必要なんですけど、さっきの話の10分の10のやつなんですけど、それがもう採択になれば今年度事業でしょう、あれ多分。

三上生涯学習課長:

はい。

森岡委員:

あれは1年だけですかね。

三上生涯学習課長:

1年です。

森岡委員:

でしょう。仮に2千万いって、1年でやっていく中で、教育委員会としての保存活用の策定をしていくっていうのは多分1年間じゃないと思う、1年間じゃ。

三上生涯学習課長:

2年です。

でしょ、そこに時間的な齟齬があるでしょ、出ますよね。委員さん今から集まってもらって、どうしましょうかって話をする前に、片方でも2千万事業だーっと動いていくと、例えばうちの教育委員会として、銀山どういうふうにしていこうかって策定計画する分とそれが違ってくるとか、ある意味根拠だとかずれてきたりすると、折角の銀山の保存活用していこうかというので、なんかちぐはぐな感じが出てくるような気がするんですよね。それ大丈夫なんかなと懸念をしてます。その2千万は聞くとこれ国の会計検査対象だということなので、そんないい加減なこと出来んと思うんですけど、そういうことをもし採択になればそれで走っていく、協議会が。かたや今から委員さん公募かなんとかしながらやって、2年かけてやってく部分と、要するに教育委員会がやろうとしている計画が、軌道のそういうだーっと走っていった分に後追いをして認めていくような感じの、委員会になってしまう気もするんですよね。どう考えたらええんかなと思ったりして、おるんですけどその辺どうなんですかね。

三上生涯学習課長:

その事業については何回も行きたくなるような体験を通した観光というか、そういったところの全国で使えるモデル的な物を最初に採択をするということらしいので、神楽であったり、いろんなものを付けて何とかツアーとかいう、そういう計画をしながらそれでやってみた結果どういったことが、どういう消費者というかお客さんというか参加者の方の感想等を拾いながら作っていくもので、特に保存活用計画について直接関わる部分ではないかと。それ以後に情報発信や久喜銀山を活用しての観光についての部分に当たるんじゃないかなと理解しまして、現状変更申請等の関わる所有者の裏山等付近でのそういったところのものではないと理解しましたので、進んでいってもいいのかなと思っております。

森岡委員:

折角今からやっていこうという計画とちぐはぐなことになると、たぶん協議会の人も地元の人も入ってくるでしょうし、その辺の関係でなんかちぐはぐだね、ボタン掛け間違えたねということになってくると、折角今からやっていこうという策定委員会、やっていこうということが違ってくる。最初の部分なんで、大変かなあというふうに思ったんで言いました。それとその次の50万円がありますよね単費、久喜銀山活用推進事業ですよね、これ久喜銀山遺跡の訪問受入体制整備等補助金となっとるんですけど、ようはこれ林間学舎をどうしようかって話でしょ。じゃないんですか。

三上生涯学習課長:

ではないです。

じゃあないん。

三上生涯学習課長:

はい。林間学舎となりますとこの50万ではとても。

森岡委員:

いや、50万しかないんですけど、要は林間学舎受入体制っていうのはその辺を中心にしてどうやっていこうかっていうふうなことを考えるんじゃなくて、要するに50万は草刈りに使うとか、そういうふうな考え。

三上生涯学習課長:

勉強会やガイドさんの要請等についてのところの50万と考えまして、先ほど言われました草刈りにつきましては、上の4,291千円その中に57万程度業務委託というような恰好で計上させていただいております。それから先ほど事業のところですが、2千万の中ではハードは対象外ということで、今のパネルのようなものとか、そういったものには使えるということであれば、先行してそういったパネル等も整備されていても大丈夫なのかなと理解しております。

森岡委員:

もう1個ここばっかりで申し訳ないんですけど、今から大変なことなんで、例えば3,737千円が4,291千円ですよね。増額わずかですよね。それで、その策定委員会を開いたりとか、業務等となっていますけど、たとえばコンサルタントを入れるとか、まとめてあげていくとなってくると、なんか全然その足らないんじゃないかと思うんですけど、その辺は大丈夫なんですかね。

三上生涯学習課長:

来年度におきましては、発掘調査の方の予算を上げておりませんので、ほぼ保存活用計画に向けての予算となります。

森岡委員:

わかりました、そうかもう発掘終わったんですか。

三上生涯学習課長:

はい、それで5年度、その報告書の刊行という。

森岡委員:

だけ。

三上生涯学習課長:

はい。

森岡委員:

はい、わかりました。教育委員会入っとるんでいいんですけど、例えば何か先行してできることってあったんですけど、パネルってのは結構ある意味学術的な裏付けがないと大変なんで、その辺はもう何とか協議会でパパってこう作ってみようかってなってくると、折角作ったもんが展示に耐えられなくなりますよね。その辺はちゃんと専門家の意見を聞いたり、監修して作ってもらわにゃあと。

土居教育長:

服部委員さん何かご質問はございませんか。

服部委員:

その上の、上の試掘調査費これはどこを試掘されるんですか。

三上生涯学習課長:

これは教育委員会ではなく、いろいろな工事や県の工事や町の工事等の計画や入る前にここにあるかどうかと、それであるようであれば試掘が必要かどうかといった時に掛ってくる費用でございまして。

服部委員:

とくに決まっとるわけじゃあない。

三上生涯学習課長:

はい。決まっておりますのがその林道三坂小林線につきましては県の事業でこれは必ず、もう今年度やるということが決まっておりますので、ここに250万計上があります。これにつきましては県の方で見ていただくということで。

服部委員:

すみません認識不足であれてすけど、この三坂小林線には何があるので、何がある と見込まれて。

森岡委員,三上生涯学習課長:

炭竃。

服部委員:

炭竃、はあ。

森岡委員

昔計画があった時に私も歩いて、実は歩いたんですよ、行って。こんなんあるあるっていって、技師として、多分それがどこか引っかかるだと思う。それで見落としもあるかもからんルートなんかも、中世の炭竃。

土居教育長

なんか井澤先生は、残すべきだっちゅうて、この間言よっちゃったが。

服部委員:

私らの思う炭竃いうのは上にこう人が作るほぼ炭竃だ思うんだけど、中世のはこう違う。

森岡委員:

横から掘って、半地下式みたいな。

服部委員:

すみませんありません、以上です。

土居教育長:

それでは議案第66号令和4年度邑南町一般会計当初予算(案)についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員:

了

土居教育長:

それでは議案第67号指定管理者の指定(案)について審議をいたします。 では生涯学習課説明をお願いします。

三上生涯学習課長:

指定管理者の指定(案)についてでございます。このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。はぐっていただきまして、4施設ございます。すべて集会所となっております。一つ目が西ノ原集会所、期間が令和4年4月1日から令和14年3月31日で、指定方法につきましては指名による指定でございます。指名先、西ノ原下常会、代表者浅原邦彦様、最初の10年の指定管理満了による更新につき引き続いて、西ノ原下常会に指定

管理を指定するものでございます。続きまして、阿須那集会所でございます。阿須那集会所の方は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、指定方法は指名による指定でございます。指名先は阿須那町連合常会、代表者小原克彦様でございます。こちらにつきましては、阿須那町連合常会様と協議の結果、期間を10年から5年にということで、5年間にさせていただいております。続きまして三日市集会所でございます。指名先出羽自治会代表者藤田憲司様でございます。こちらにつきましても期間が4月1日から9年3月31日の5年間ということで、出羽自治会藤田憲司様と協議の結果5年間ということにさせていただいております。続きまして下亀谷集会所でございます。こちらは期間が令和4年4月1日から令和14年3月31日の10年間で、指名先は亀谷自治会代表者洲濱昭文様でございます。以上です。

土居教育長:

指定管理者の指定についてでございます。集会所施設をそれぞれの申請者に指定管理をお願いするというものです。議案第67号についてご質問ございますでしょうか。

森岡委員:

三日市集会所の件でちょっとお伺いしたい。三日市集会所、当初指定管理をするときも何か議論をされたような気がするんですけど、ある意味その集会所としての機能は、ほとんどないご存じだと思いますけど。ないね、お寺の境内の中に集会所は設置をされていて、お寺の方でも宗教法人なんか多分使っておられると思います。それ当時、これはもう払い下げをしたらという話もあったような気がするんです。そんなことも検討しなくちゃいけないようになって当時は話をしたりして、そういう中で出羽自治会に当時緊急避難でもないんですけど、お願いしたような経過がある気がするんですけど、それはもう多分いろんな話が出てたんで、今回ここは10年が5年になってますよね。というのはその辺のこともあるんでということかなあと思って、聞いたんです。

三上生涯学習課長:

先日協議の中でその5年間のところで、そういった払い下げも含めたところを検討していきましょうと両者で話をしましたので、10年じゃなく5年にということに期間をさせていただいております。

森岡委員:

おそらく当時のこと知っとる、議会で質問があったですよ。あったのは自分記憶してるんですけど、その辺からどうかって話が今回指定管理のため後々にあるかもわからんので、その辺よく調べておいたりされた方がいいという気がします。恐らくそうなってくると、この十年間どんな検討したのってくるかもわからんですね。当時厳しく質問された議員さんもおられたので大丈夫かもわからんですけど、まだ質疑なんかだったら、条例なんかでも条例で回答した、条例名教えてくれ言うてそんなこともあったですけど。

その時も多分そのことが、ちょっとよう自分記憶がないんですけど、いずれにしても払い下げに向けてやっていこうというところはあったような気がします。それは10年経って5年なんで、もしあえてそこで5年ということで質疑等があればそういうことを話されるしかないでしょうけど、こんな10年どうしたのって出る可能性も想定して考えられた方が。

服部委員:

そもそもこの指定管理者制度って本当よくわからんのですが。

森岡委員:

法律が変わって、町が委託契約をするんじゃなくて、指定管理ってのは、指定管理料払うのもあるんですよ、これ指定管理料払ってないですよね。

三上生涯学習課長:

はい、教育所の指定管理、それから分館等もですが、指定管理料は発生しておらず。

服部委員:

この建物自体は町のものですか。

三上生涯学習課長:

はい、委託等は全部の物ではないのですが、指定管理につきましては全てを指定管理先に運営していただくという格好。

服部委員:

ありがとうございました。

土居教育長:

よろしいでしょうか。では議案第67号指定管理の管理者の指定(案)についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員:

了

土居教育長:

議案第68号区域外就学について、事務局説明をお願いします。

高瀬学校教育課長:

議案第68号区域外就学についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及

び運営に関する法律第23条規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますとそちら区域外就学に関する協議についてということで美郷町の教育委員会から提出があっております。その裏面に保護者からの区域外就学の申請書が出ておりますのでそちらもご覧ください。

以下個人状につき省略

これについては以上でございます。

土居教育長:

これについてご質問ございますでしょうか。

服部委員:

親御さんが通学させられるんですかね。

土居教育長:

そうです。よろしいでしょうか。

教育委員:

はい。

土居教育長:

議案第68号区域外就学についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員:

了

土居教育長:

続きまして議案第69号邑南町文化財保護条例施行規則の一部改正についてを説明をお願いします。

三上生涯学習課長:

邑南町文化財保護条例施行規則の一部改正についてでございます。このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。はぐっていただきますと、ここでお詫び申し上げます。前回の教育委員会で公印廃止についての規則がもうないのかという質問にありませんと申し上げましたが、保護条例の施行規則が残っておりました。大変すみませんでした。保護条例施行規則の様式の中の指定同意書以下様式についての申請所有者についての印鑑、押印の箇所を廃止するものでございます。指定同意書、指定文化財再交付申請書、指定文化財管理者選任届出書、指定文化財所有者変更届出書、指定文化

財所有者氏名等変更届出書、指定文化財滅失等届出書、指定文化財所在場所変更届出書、指定文化財修理届出書、指定文化財現状変更等届出書、指定史跡名勝天然記念物指定地域内土地所在等異動届出書、指定文化財保持者氏名等変更届出書、指定文化財保持影響事情発生届出書、指定文化財構成員異動届出書、指定文化財保持者死亡届出書、指定文化財保持団体解散届出書、指定文化財現状変更等許可申請書でございます。

土居教育長:

前回の学校教育課の押印廃止と同じ流れで押印を廃止しても可能なものについては押印を廃止するという一部の条例改正の一部改正です。ご質問ございませんでしょうか。

教育委員:

ありません。

土居教育長:

議案第69号邑南町文化財保護条例施行規則の一部改正についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員:

了

以上で、第17回を終了します。 (~11:03)